第五章 幕 末の 奈 良

第一節 幕 末 の 奈 良 町

幕 末 の 町 政

ろからは、うちつづく凶作のためもあって、百姓一揆や打ちこわしが続発して社会不安が増大し、大坂では大塩の 騰貴し、幕藩財政は窮乏化し、商品経済が発達して農村の階層分化がいっそう進んだ。さらに天保期にはいったこ 天保改革と奈良 般に享楽を求める風潮がひろまり、いわゆる化政期の文化爛熟の時代となった。そのため物価、 十八世紀末以来の十一代将軍家斉の治世は、 その放漫な消費生活のために綱紀はゆるみ、 世間

乱もおこった。

するものであった。 済、農業生産の振興など多方面にわたり、これによって、家康以来の祖法を守りながらこの危機を切り抜けようと ら実行された。この改革のねらいは、風俗の矯正、倹約の奨励と物価の引き下げ、幕府財政の建て直しと旗本の救 まず、贅沢の禁止をふくむ風俗の取締まりは厳重を極めたといわれるが、奈良もその例に漏れるものではなかっ このような情勢のなかで、十二代将軍家慶のもとに、老中首座水野忠邦による天保の改革が天保十二年(云三)か

時間 百萬 素なる 保保 言 祖上 明三重治八白之四百星前六日的婚的 大整成數法的至在未成傷物 其文 我在用了一座的作之的金爾春 重地白柳父莺 剪發著者治甲別童 明白事在限以后投入了投稿事品名誉

各條即門不管衛本及其後事長 接 第 即職 在機能上降於官員 我家を得る死傷方式を席よび、海 做你这 OSB 做清澈 有 多天外的是你 幕末の倹約令「橋本家文書」

はかいとうなったからるかとこかはないる を引き方式、自然信意はまないので 行本の心をいるからるるれたはな 一角子次天教教院文字里 あれらればからかっているないはんでき 布を何と変ともるるははるの情はいり

> 罕)九月、奉行所近くの八幡宮の祭礼についてつぎの記事がある。 は天鵞絨のはらかけちりめんの褌なとなりしか、御改革よりは木綿に改りた たろう。奈良奉行川路。聖謨の日記である『寧府紀事』をみると、 の太鼓台 の町内巡行には、町内の若者がほとんど裸でかつぐのであるが「以前 弘化四年 (六 この祭り

ぎないが、もっておおかたを知ることができる。 るよし、 り居りて、たしかなること也」というふうであった。これは単なる一例に過 風俗の末事をいましむるにいとまあらねは、 何ともいはぬによく守

伸びなやんでいた在郷商人層を刺激して、 引き下げによって武士階級の困窮を救い、 のであった。しかしこれによっても、 物価も下がらず、また権力を強めつつあった諸藩も打撃を受け、 つぎに特徴的なものをあげると、株仲間の廃止がある。その意図は、 大坂への物資集積量はふえず、 商品経済を発展させようとするも 都市株仲間商人との対抗のもとで 領内特権商 江戸の

人も中央市場の商人と提携しなければならなくなった。 嘉永四年(「益一)の株仲間の再興は これに応じるものであ

った。

ための保護政策がそれにともない、 市への移入をきびしく取締まったものである。この政策は、かつての寛政の改革でもおこなわれ、 また天保十四年(云堂)の人返しの令は、荒廃しつつある農村から江戸や大坂に 移り住んだ人々を 帰郷させ、 それも江戸だけでなく大坂でもかなりの強引さでおこなわれたのであった。 帰郷のための路銀も与えられたが、 天保のばあいは、 強制的な 面だけがめだ 農耕に従事する

開

ずか一か月もたたないうちに撤回しなければならなかった。この上知令は、発令より三か月前の六月下旬に内示さ げしい収奪下にあって貸借関係が密接であったために、金を貸した相手方に逃げられる疑いがもたれるばあいもあ 行してきた幕府の権威も地に落ちた感があった。 御上知御沙汰止 =相成」ったと記しているものがある。 このようなぐあいで、これまで改易・転封は意のままに強 所迄」書類を整理して提出するように命じられたが、「閏九月上旬諸書物認出来、御役所迄差出候処、 閏九月下旬: れていたものらしい。石河鎌之助知行の平松村の文書では「村方諸書物之品々雛方村江持下り、夫より大坂御代官 ある。しかし、これによって天領に移されようとする領地の農民や町民には不安があり、これまで諸大名や旗本のは った。また領主側も替地が旧来のものよりも不利となることを知り、結局両者からの猛反対にあって、上知令はわ これを幕府の直轄地とし、代わりに替地を与えようとしたもので、幕府の経済的・軍事的強化をめざしたもので 同年九月に発令された「江戸・大坂最寄りの上知令」は、 同地方の大名の飛地や旗本知行地を返還させ

忠邦もついに失脚に追い込まれ、 らたまりて、士農工商おしからめておののくばかりなり」(『寝ぬ夜の)と評され、 強引すぎて、いたずらに世の混乱を招き、その効果はあがらず「やがて世の中、 かしかったのである。 天保の改革は、 わが国の商品経済の実情を正しく認識しないものであった。そのうえ実行に当たってはあまりに 幕府草創期の祖法を墨守するばかりでは、封建体制の崩壊をとどめることはむず 各方 面の 反感 を買った。こうして 眉に火のつけるがごとく、俄に事あ

ダ国王が親書を送って、 府を大いに驚かせ、 鎖国の方針も、やがて変更が求められる。アヘン戦争(̄ハ≧ロ」)によって清国が敗れたことは、 幕府に開国を勧めたし、同三年(「益人」には、 無二念打払令の緩和と洋式訓練の採用となった。弘化元年(八畳)には、

アメリカの東インド艦隊司令長官ビッ

・ルが浦賀に来航して開国を要求している。このような転変する時勢の波や種々の風説は、 奈良の町や大和の農

村にも、押し寄せてきたのである。

浦賀の海岸防備を命じられたという風聞を記している。海のない奈良にも、外国船来航による多難な状況が伝えら 紀事』の文章である。このうわさは英船が沖縄にきたときのことであろうが、さらにこのころ、郡山藩は相模国の 艘例のホンヘンを以焼討にして焼沈めしと云、十七人は生とりたるといふ風聞あり、まことにや」、これは『寧府 「当二月九日薩州に而イキリスと戦争あり、(弘化四年)八四七)(て) 何かとあわただしさがみえはじめた。 薩州の士十六人討死、イキリスの船は四艘之内七百七十人乗の船一

して、 |咳と改元 |)に、プチャーチンが再来して、大坂天保山沖にあらわれたときには、有事に備えて労働力確保 の 資 しかし、同年暮れには一五〇余人、翌七年正月には一六〇人ばかりが江戸へ赴いたようである《『諸国記控帳』)。同七年 に出張させるようにとの 指令が でたものの、 やがてアメリカ船が退いたので、 嘉永六年(云瑩)六月、ペリーの来航にあたって、 郡山藩へは、 警備のため侍士五〇人・足軽五〇人を江戸品川 一軒に三〇文宛の割当てが 奈 良の町にもあったが、 ロシア船の出帆で沙汰止みになって い 出張取止めの急報をうけている。 る (録」天理図書館 金と

で、いずれも治外法権を認め、 約を締結し、 ついでオランダ・イギリス・ フランス・ ロシアとも同様の条約を結んだ。 これが安政の五か国条約 シア・オランダともほぼ同様の和親条約を結んだ。 ついで安政五年(云天)にはアメリカとの間に 日米修好通商条 る鎖国の扉が開かれたのであった。 同年(トハチロ四)三月、幕府はついに時流にさからえず、 関税自主権をもたないきわめて不平等な条約であった。こうして約二〇〇年にわた 祖法を棄てて日米和親条約を結び、 つづいてイギリス

橋本・

角振

角振新屋

・餅飯殿の各町に対しては、

与力・同心の接待費が臨時にかけられており、

餅飯殿

町は二四

張させ、外国人が指定以外の道を歩かないように、また、見物人が外国人に暴行しないように警戒にあたった。 l が幕末百姓一揆や打ちこわし激化の原因となったが、同時に攘夷運動が激しくなる一因ともなったのである。 るが、 録」)との触れを、 右のもの共舶来の品々売捌き候は勿論、 良奉行根岸肥前守衛奮は幕府の命令をうけて、「(前等)神奈川長崎箱館三港おゐて商人共勝手ニ 商売を 遂ぐべく候、(に懸力) 条村から二○人が出役し、奈良町周辺の一四か村からは加茂行きのために二○○人ほどが出役している(『三条村記録』)。 人に売ることを禁じた([異国人通行三付心覚]橋)。また、その警備の関係で、興福寺の唐院御蔵からの鹿追い出しのために、三人に売ることを禁じた([異国人通行三付心覚]橋)。また、その警備の関係で、興福寺の唐院御蔵からの鹿追い出しのために、三 して官服・法度に関する書籍 三日に出発して山城の加茂に向かった。このとき、万一のことを心配した奈良奉行は、 を通過した。 ル 通 このようなとき、 文久元年 (1公一) 五月中旬、 商条約によって、 (総領事)らの一行が長崎奉行支配の役人や通訳に付き添われ、長崎から大坂を経て江戸に向から途中 国内の消費物資は欠乏に追いこまれて物価は騰貴した。このため下級武士や庶民は生活苦におちいり、 同月十一日に大坂を出発して奈良に向かい、 十二日には暗峠を越えて 奈良に入り樽井町で宿泊、 惣年寄・町代を通じて町々に布達している。貿易の開始で輸出品の生産は刺激をうけて盛 翌安政六年(1分元)六月に横浜(神奈川)・長崎・箱館の三浩が開かれ貿易がはじまった。 ・明鑑・武鑑・兵学書・版本にない写本の類・城郭陣列の図・甲冑刀剣類・銅などを外国 居留の外国人共見せニ売りし品諸人買取候義勝手次第たるべく候」 イギリスのミニストル(公使)とオランダのコ 与力・同心らを橋本町に出 ン シュ ル • で ゼ これ ーネラ +

七匁五厘を負担している。 実はこの外国人はイギリスの駐日公使オー

で、特派画家のワーグマンも同行していた。

オー

ル

ルコックと書記官ゴエ

ル

長崎領事モリソン、

オランダ総領事デ・

Ľ

ŀ

b

コックはのちにこの旅のことを『大君の都』の中で記し、またデ・ビットの記 445

録から引用した記事がバタビヤ新聞に載せられている。

慶応三年(云空)四月十九日にも、 外国人が大坂から奈良を訪れ、東大寺大仏を見物しているが、このときにも鹿

追い出しのために三条村から出役している。 貿易の開始で、物価が騰貴したことは、貢納銀にも響いたと思われる。三条村では文久元年(「呉门)一三〇匁銀納

であったのが、翌二年には一六○匁、文久三年には一七五匁、こののち、二五○匁、四○○匁、六○○匁と年を追

いられたことがうかがえる。

って増加している。

物価騰貴で貨幣価値が下落して、貢納銀の増加を強

五經集註 等谷書第4 十八文本 大七分 4 新七一史明有者表於士 三禮義疏 次百六 十三般能玩女 宝 **迪思蜂 等** 春秋左傳路 毛務都養之界 人 高書孔傳公弁 山 转名 女子 4 二程全書 文子开后 钦定四视 全專 員 四書註頭大会会至 四書奏引之左 學節通幹企品 朱子文集 公早其之 書稿月錄 史文件及婚后居又有苦犯之 在 超能放動者等記手來 祖来政於 日本外史 東名臣言行録首美土丹 按 荒沽民當 全 挺渐缘 康熙字典 陸直袋機 坐主持 交速 宋文憲公支集公 藝海珠慶 杜氏通典士芸 王右经全集 貞親政學女十十 字言 詩文表 全六分 元 全口行 女子丹云 全年本 六十四十八 明教館書籍目録 (京大図書館蔵)

> ょ の思想が生まれ、教学の刷新がはかられることになった。奈良奉行所に 武士や政治に参与していた儒者たちのなかからは、これに対処するため 明梶 って設立された明教館も、この意味から始められたものであった。 野 教 良 材 ع があらわれてきた。したがってこの危機を感じとった 十九世紀の初めごろから、 いわゆる幕末の危機的状況

てた。そして扶疏の名と杜園の号を当時一六歳の友吉に与えた。天保七 友吉が学問を好み、絵画に非凡の才あることを認めて御用絵師に取り立 井田忠友と親しくしたが、その忠友の書生であった井上町生まれの青 くわしかった梶野良材は、 って、天保三年(「弖)に幕府の許可を得て設立された。ところで国学に 平田篤胤門下の国学者で考証家でもあった穂

明教館は「山城大和見聞随筆」を著した奈良奉行梶野土佐守良材によ

全部行 人

奈良人形中興の人と称され、大蔵流狂言の名手として聞こえた森川杜園である。青年友吉の人となりと才能に属目 年のことである。この友吉こそ、のちに岡野松寿家の遺作に範を求めたとはいえ、自らの彫芸の世界をきり開き、

した梶野良材の眼識の一端がうかがえる。

初期の明教館の事情については、つぎに引用する大坂の儒者篠崎小竹(彁)の書いた「南都明教館記」がよくこれを 奉行所すなわちいまの奈良女子大学の北側、 さて明教館は奉行所に付属する講学所で、その敷地は北袋町の加賀屋助蔵所持の家屋二軒分を買上げたもので、 北袋町西側の南端にある間口一〇間、 奥行一七間半の土地であった。

阵者即老魚

于此、乃与属吏某《等謀申請于官、択府治之近地葺宇若干楹、延師説経使吏民子弟游息其中、時自来莅考其所業、京師所司代太 天保十一年庚子冬十一月 大坂篠崎弱謹撰并書 徳七郎定国・羽田嘉蔵忠貞、天保三年壬辰二月廿六日申請、三月二日命如所請、廿九日初事、九月廿八日上棟、 八月九日落成 十郎定応·羽田謙左衛門猛貞・羽田半之助教敬・中条仁之助正峻・中条源吾肥光・橋本直次郎政孝・玉井万七郎定明·斎藤 田掛川侯嘉其、挙名曰明教館為書扁額、寄以朱子文集一部蔵之於館、盖亦先教後政之意也、 始任教授之職者滝世脩、世脩既没、 以政法益密、而教化未治江都之外、州府郡県未聞有学校書院之設、其或設焉者亦有名而無実勢乃尓也、南都奉行梶野君深有慨 弼門人岡守愚承之其後、而君則転官還江都、今之奉行本多君継加勉励、於是某、等因守愚託記於弼、(中略) 梶野君名良材土佐守藤原朝臣・本多君名繁親淡路守藤原朝臣、属吏十一員、中条良蔵正言・橋本喜久右衛門政方・玉井与 治民之道二、政与教而已、法制禁令防民為非謂之政、倡導誘掖使民趣善謂之教、両者不可偏廃、而聖賢以教為重矣、(中略)是

などが教授された。初代教授には「明教館記」にもあるように滝世脩が任じられた。世脩、字は子敬、清叡と号し 受講者は奉行所の与力・同心の子弟が主体で町民も加わることができたらしく、五経をはじめ『孝経』『近思録』



(瑞景寺)

岡菊坪墓 治十四年(二公)に没するまでこの職にあって、 天保十三年に三三歳で没した。ついで第三代の教授が佐々木西里で、 た人は、

授の俸禄は一か年玄米一〇石・銀子一〇枚と定められていた。

院宮の侍講となり、

いたのである。西里は堺の医家の出で大坂の儒者斎藤五郎に学び、一乗

事実上明教館を 支えて

ついでこの明教館教授を兼ねたものである。

なお教

所内に与力・同心の学問所を別に設けてはとの意見が出たが、聖謨はそれを許さず、 い、求めに応じてつぎのようなことばを掲げ、学問出精を期待している。 (1公式) に川路聖謨が奈良奉行に着任したころ、 日々読書する者が数人という状態であったため、 かえって明教館の 隆昌 を願 奉行

大抵為学不厭卑近、 聖謨は、市中の寺子屋に命じて子弟を集め、毎月九・十九日の両日『孝経』『論語』『小学』の講義をおこ 愈卑ク愈近レハ則工者愈実而所得愈高遠、録文公朱先生語示明教館子弟

油屋徳蔵らの名がある。 人に対し、それ以前のものらしいもの一一九人があり、なかに東大寺僧侶をはじめ河内屋吉之助・紺屋徳之助・醬 て、奈良における教学はとみに活気を帯びることとなった。門人録によると、 奉行所小書院でも毎月二日に『論語』の講義をしたことなどがあったため、 このことからみて、 この講学所が広く門戸を開いていたことが察しられる。 慶応四年(三会)以降の門人五一三 講学所も充実し受講者 も増加し

Л 施 聖 政 謨 弘化三年(一会)正月、 歴代奈良奉行のうちでも、川路左衛門尉聖謨はことに忘れることのできない人物である。 池田播磨守頼方が普請奉行に転じたあと、 普請奉行から奈良奉行になっ

第二代の教授となっ 菊坪と号し、

南半田町に住み、儒学のほか画もよくしたという。

篠崎小竹の弟子岡菊坪で、諱は守愚、字は直夫、

任中 仁恕の心を専らとし、 かくわしく、 も親しみ、 象山との交渉もあり、 聖謨は、 の日記 馬術にも心掛けた。 体をきたえ武術に励み、 『寧府紀事』を残している。対外問題についても関心が深く、 鑑定の依頼にも応じている。 士: 地 特定の学派にかたよることがなかったらしい。また、 節あって寛大なことが大切と考えた。かれは、 の旧慣を重んじながらも、 同時に学問を好み、 奈良の生活でも毎日槍のすごき一五〇〇本、 路 聖 流弊をしだいに改めていくという方針であった。 川路寛堂編 した。 角伐りを前に鹿寄せをしていた町の若者が、 れる。 公正に処理することから、多くの人々に喜ばれたものと思わ 賊のせんさくが厳しいために盗難は少なくなり、 聖謨が奈良に着任した年(三年)のこと、 嘉永二年(八咒)二月のころ、 八月四

たわれた。 滝沢馬琴の読本を喜んでいるというふうであった。和歌を詠み詩文をたしなみ筆録に長じ、 儒学は佐藤一斎に学んで王陽明の『伝習録』などを玩味し、 もっとも刀剣・甲冑のことにはことのほ わが国の古典だけでなく当代の書物に 刀の素振り五〇〇回あまりを欠か 奈良奉行在

当時四五歳で、

嘉永四年

(三金二)

六月、

大坂町奉行に任じられるまで、

あしかけ六年奈良に在住し、

令名をう

行と噂されたとみずから認めているが、その施政下では、 そして政 五泣百笑の K は

訴訟裁判を

H 0)

伐りをおこならのであるから、 興福寺から訴えがあったが、鹿が人を傷つけるので角 この訴えをしりぞけている。 誤 って死に追 このばあい、常典をも 誤って大鹿を殺

って取り扱うことを不条理としたのである。

入牢者は二六○人あまりであったが、そのうち翌年にまわされたのは一○人ほどであったという。このとき、与力 励するとともに、ときには日に数度も評定をかさね、みずからも審理につとめている。その裁判の促進ぶりをみる と、嘉永元年(1分)の公 事数 一二○○余のうち十二月以後の公事二○ばかりが翌年まわしとなっており、また、 同心の出精を認めて七言絶句にその心を託したほどであった。そして「与力・同心は奈良市中の曲尺なり」と諭 このように誠を尽くして正理を誤らなかっただけでなく、民事、刑事とも裁判の渋滞をいましめ、与力たちを督 つねづね自分を強く戒めよ、とも説いている。

こともあって、木辻町の遊所や料理茶屋がことのほかさびれたが、聖謨は「両方ともによいことはない」と記して 風俗もあらたまり、町民はことにこれを喜んだ。いっぽうでは公事などが減少し、公事人の奈良滞留が少なくなる ないので紀州高野山へ出奔したあとであった」ことを聞いたと、その記事のなかにある。このようなことで、 年四月のことであるが、 気といって一向に銭をくれないので、やむなく盗みを働いたと申したてた話が『寧府紀事』にある。また、嘉永二 のためであろう、嘉永元年に、所々の博奕打ちの方を回り歩く剣術つかいを捕えたところ、大和へきたが世上不景 取締まったところ、五〇余人を検挙したことがあり、また寺の境内での賭博を許した同心は死罪に処せられた。そ のようなことから、 どが大いに減ったと伝えている。また、奈良では賭博のふうが盛んで、寺院などもその場所に利用されていた。こ 警察の仕事も奉行所のつかさどるところであった。聖謨は、強盗などの取締まりを厳しくしたために、忍入りな 禁制の賭博の取締まりに努めたのでかなりの成果をあげたらしい。たとえば急に与力に命じて 奈良随一と評判の博奕打ちを呼び出したところ「奈良は近ごろやかましくよい博奕はでき

の社会福祉制度とともに、

桜楓植樹のことも特筆されることであるが、

これはすでに述べた。

に一〇人ばかりを追加している。このときには、 入用金のうちから施与をおこなうこととし、その対象がはじめは一七~八人にとどまったので再調査を命じ、 窮者に施与をおこない、 の治績で注目されるのは、 その救済を心がけている。 社会福祉の事業である。 一人につき銭一貫五○○文ずつを援助している。 たとえば、弘化四年(二台)の暮れに、 聖謨は着任以来、 盆や暮れには病人・老人・貧者など困 奈良町の貧者に自分の しかし、

は長続きはしないと察して永続の方法を考えた。

あいでこれを手渡し、自分の名が漏れないように表向きは上納金とする配慮をしている。そのことが聞こえて町民 は からもつぎつぎに救済資金への加入申し込みがあり、四日にははやくも銀一○貫ばかりにもなったという。 えた。そこで十二月一日には聖謨みずから銀六貫五○○目を出して、奉行所小書院へ惣年寄をよびだし、 ○人を困窮者と予想して、二○貫目の資金があればそれを運用し、その利子で少額ずつでも永世に扶助できると考 嘉永元年(二呉)八月、たまたま、 救済資金の積み立てに意を注ぐようになった。当時、 奈良晒の豪家二人から銀六貫目の献金(|〇〇両)があった。 奈良町の人口二万五〇〇〇人、その一〇〇分の一の二五 これを機 与力立ち に聖謨

歳以上の長寿者(≧場)にも毎年五貫ずつ給付することにした。 に 教出来て有難きこと也」と日記に書きとめたのである。 は重病人と極難の者は申し出るように触れだし、年に二○○人だけは永く扶助できるようになった。さらに九日 翌嘉永二年(云兕)三月のはじめには 幕府から正式の 許可もおりて、 孤児や身寄りのない老人、 出産・長煩い困窮者は申し出るようにと触書を出している。 かねてからの思いが実現できたので、 同年八 聖謨は 、月に 九〇

救済制度を発足させることができた。

Ŧi.

は奈良の物産として聞こえる墨に深い関心をもち、古梅園の主人に墨質の改良をすすめ、唐墨の製法について長崎 451

奈良御奉行 常柳设御門久冬廣元禄士子山丁 一本村宗至門 白色 和之內御預所 松平時之助保申 松永善之助 百瀬藤五即 小林三即共衛門 秋東善之進 長谷川要輔 獨藤首樹 日本 二日明日六日土日十六日 ٥ 車 我們用事人 中條良藏 入御 兼方事火方賊盗 用 締取街 文 證 典力御 羽田猶之進 羽田半之正 干 務康芳三郎 中条傳之班 中条傳之班 五井千之助 橋本春久室門 中條良之進 中条傳文本 橋本平二 羽田謙左衛門 中條良藏 徐良之進 一役附 古空百次日 兼オ 賊 毒缔 大松午春 盗 砂 目 頭 す か ン 同心御後附 他田理助 在日本的 海海水 等人是在 他田文作 大田子 助 支城西北海区町 大塚 整新 你会检查 粉伤分 终会校奉 跨移三所 松田无山助 佐会校を 人并寫之助 青本忠意 何公太子即 古村田村作 本 经公益的 文 多山北 阿金廉许勒斯 更出 西山北江門 春日他田程 す す 二日七日十二日 奔寒助 ある三九部

南 都 御 役 録 安政7年(藤岡正博氏蔵)

は

奉行に才気のある人少して世話をやかず、

7

いることなどを記して、

しきりに感心し、

「よくよく考

ぉ

J

土地質朴

なるに

t

l

ているとか、

奉行

所のあき地

へ苗木を植えて朝夕その世話を

りには木綿のどてらに大小を差

でいるとか、

奉行所の普請の見回

の

ように思い、

夕涼みには涼み台を門前に出して浴衣がけで涼ん

ここの与力

パは奉行

所を

わ

が

カ

にも奉行所の平穏な姿と奈良の気風が

目に

うか

もふなり」とも述べている (【『寧府紀事】)。

りて古風の存し居る也」といい、

「ここに深く味あることかとお

幕末のあわただしさのな

礼のようで、 狼烟 このころ、 (花火) をあげる行事をおこなっていた。 町の人たちもずい分集まり、 奉行所の与力同心たちは四~五年に一度、 与力の妻などは衣類を その夜 は 法蓮 まるで祭 袹 で

新調して見物に行くという ありさまであった。

嘉永二年

() 公党

たが、

その夜は三条通

ŋ 0

村

Þ

畑

中に多くの篝火をたいて 九月十九日にこれが催され

里四方に星をつらね

たようであ

ったと 0 永元年

-の暮れ

には、

新し

い製法が発見された。

こうして

か 9

n

は

に

照会の労をとっている。

古梅

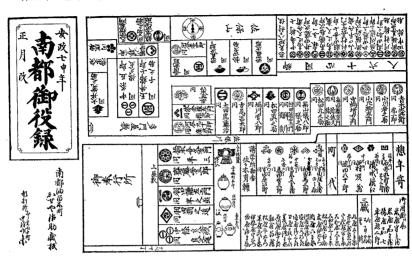
園

の努力の甲斐があ

て、

和

の物産の進歩を喜んだのである。 また聖謨は奈良の与力について、



(『寧府) o 民たちは弁当を食べ、 ここにも幕末奈良の一面がうかがわれる。 は 「今日なら中の酒 はよほどう れたるべし」 などと記している い 法華寺では 舞楽が 奉行所と町民が一体になっての楽しみであったようで、 酒を飲み歌い舞うというさまで、 あって笙鼓の音が聞こえ、 野原では 奉行聖謨 町

聖謨が嘉永四年

(1登1)、奈良の地を去るとき、

町民

はあげて

別

い

良西 離を惜しみ、 惜別の情を示し、さらに草津までも送った人があったという。 のもの充満し」とあるほど、多くの人が木津川の渡しまで見送って ははじめてそのことを聞いている。「奈良市中より山城境まで見送 奉納することにしたという。嘉永四年六月十日の出発の日に、聖謨 返したので、 た。ところが聖謨は町名をしるした熨斗紙だけを受けとり品物を の手当てをいただいたおかげであると、 |新屋町 の隅屋四郎五郎は、 町 町民たちは春日社に聖謨の武運長久を祈る石灯籠 Þ から奈良晒一疋 九三歳の長寿を重ね得たことは年 (三反) ずつが餞別として贈られ 謝恩の一 札を届けた。

すすみ、

民政・外交に活躍した。

露国使節

プチ ャ

1

チンとの交渉

かれは、

奈良奉行のあと大坂町奉行を経て勘定奉行兼海防掛に

々

にあたり、

日露和親条約の締結に力を尽くしたこともよく知られ

町民生活の諸相

ようにとの定めであった。 を尊重し、約束以外の街道の駅々村々の旅籠屋や駕昇・馬子・水茶屋などに頼んで、旅客を招きよせることがない た。すなわち、 猿沢池南の今御門町の旅籠屋は伊勢・初瀬街道筋からの旅客をもっぱら持口とし、 旅籠屋はこれまでから客を引き受けるについて、 屋 樽井町の旅籠屋は大坂街道筋の客を、 今小路町の旅籠屋は京街道と伊賀越え 八幡街道からの 旅客 めているなかに旅籠屋についても記載があり、奈良町で従来のもの九三人、新規二二人をあげて 幕末にまとめられた「奈良町公役之其外聞書之覚」(青鱸藏)によると、 互いに営業 が順調に運ぶよう にそれぞれ持口を 定めてき 各町の旅籠屋は互いの持口 商工業者について書きと

行所へ訴え出た。このときはいったん和解が成立したが、翌年二月再び訴訟問題となり、 はずの旅人を樽井町へ導くように画策したためであるとして、 今御門町での宿泊が減少してきた。 これは、 りの勧誘にとどめるようにと申し渡された。このころから、旅人は三条通りに面した樽井町での宿泊が多くなり、 「旅籠屋株同様之儀相企組合を極メ」(「專印出入中写取」明日香村岡、嶋田英隆氏蔵)たうえで時々会合し、 ところが、天保の改革で諸株取放ちが命じられてのち、旅宿えらびは旅人の随意にまかせ、 樽井町側がさきの約束に反して、 今御門町側では、 弘化元年(八邑)にこのことを奉 伊勢から初瀬への道筋の 旅籠屋と 実意のある話し合いで和 今御門町を通行する 旅籠屋は銘々軒下限

談が調った。

て一〇年あまりの紛争もようやく解決している。

ら在方へ宿引きに赴かないこと、

これらの件にそむい

た場合は休職その他の罰則があることなどであった。

なった。 外には宿泊しないようにと触れこみ、また京街道筋の旅籠屋や新しい旅籠屋までも仲間に引き入れていることも判 定書まで設けて、 明した。そこで今御門町からこれに抗議し「旅人随意ニ休泊為」致相互ニ睦敷渡世承続」 ったりした。そしてそれを松坂や河内の三日市・紀伊見峠の宿屋にまで送って旅人にさばき、 たので、今御門町 そののち しかし、 一両年は何事もなかったが、 の旅籠屋は嘉永三年(1分)に奉行川路聖謨に訴え、 こんどは初瀬街道筋の旅籠屋たちが、 安政二年(1分号) 四月には初瀬村の紀国屋万助宅に集まって講名をつけたり 隠し目印などをつく またまた初瀬街道筋と樽井町の旅籠屋が組合をつくり今御門町 郡山をはじめ伊勢松坂・大坂・紀州の旅籠屋をも語らい 結局は、 ながく水魚の交わりをと示談でおさ (書)と誓約するところと 名前を書いた旅籠以 側 を圧 規

てに宿泊するよう働きかけないこと、 りみだりに難題をもちかけないこと、 年七月に今御門町旅籠屋惣代は奉行戸田能登守に訴えた。 の椚町から奈良へ入る旅人には、 に対し、丹波市から郡山へ出て薬師寺・唐招提寺・尼辻を経て奈良西口に達するのが順路のように教え、 ے 十一月には の和 0) ぉ りの 談にも 和 訴 かかわらず、 解条件は、 えも取下げられた。 当国はもちろん諸国 樽井町側はやがてこれにそむき、 中辻町 偽りの看板や行灯をか 判取帳を渡さないこと、 から西へ向きを変えて橋本町・樽井町に達するように案内した。 円の旅籠屋とも提携して指図合わせしないこと、 しかしこのときも話し合いによって解決する方向にむか かげて旅人をひきとめ欺かないこと、 灯籠講・浪花講の講名を名のらせ、 判取帳や絵図面によって初瀬方面から奈良 当地 その看板を目当 旅人に指図 の旅籠屋 そこで同 また南 への旅人 を送 7) 口

こうし

つことを旅人に強要して銭を貪るというような悪習があったので、川路聖謨がその頭取を呼びだし、糾明のうえ旅人 (「公)のころ、 の無理強いを正したことが、その日記『寧府紀事』(『\=_\\=_\=_\=\)に書かれている。遊覧都市化しつつあった奈良の このような旅籠屋間の紛糾のほかに、奈良遊覧の旅人に対する名所案内者の非法が問題になっている。 奈良では名所の案内をして暮らす人が七○人あまりおり、旅人の不行儀をなじったり、 嘉永元年 案内にた

もつ課題が浮彫りにされている。

その地方が物産に富み、 である。このばあい、幕府や藩は領内の特権商人や有力な町民の力を頼みとした。このような動きに応じるには、 するとともに、その地の物産を購入し、流通過程を掌握して利潤の収納をはかり、財政の建て直しをめざしたもの 民 会 所 幕末になると幕府や諸藩は財政の困窮化に苦しみ、種々の手段によってこれを乗り切ろうと企て 産物会所(藍)の設置もそのひとつであろう。これは幕府や藩が物産を移出して独占的に販売 町民も成長していなければならない。そのような町民の活動が奈良においてもみられるの

売捌きとともに、産物元仕入れ金の募集にあたっている。 防備の資金にあてようと考えた。江戸や京都・大坂・堺・兵庫・敦賀などに会所が設けられて、 さて幕府は、 蝦夷地(道海)の産物販売の直営機関として、 幕末に箱館産物会所を設け、その利潤を蝦夷地 蝦夷地産物の入札 の開発や

の与力や同心からも箱館方掛りがえらばれている。 泉州堺におかれた箱館産物会所では、 箱館奉行支配定役として木村勝右衛門が運営の責任者となり、 堺町奉行所

五月、 奈良奉行所では与力の羽田半之丞、 羽田半之丞は奈良油留木町のかせや治助・北魚屋西町の米屋庄蔵に働きかけて、まず両人を堺の箱館奉行支 同心の青木忠兵衛・村田耕作が箱館方掛りを受け持った。 慶応元年

指示をうけさせた。 を設けている。 配定役の木村勝右衛門の許に出 白銀屋孫作と紀和城屋寅三郎は用達、 ついで東城戸町 同か せ、 の掛屋白銀屋孫作と池之町の紀和城屋寅三郎にも相談を掛け、 産物会所の働きや蝦夷地開国御用途の元仕入れ金募集の方策などに かせや治助と米屋庄蔵は仮用達の役割をになった。 南都仮御 用談

蝦

夷

地

法であることが掲げられ 物元仕入仕法は、 の利足とし、 L)四人を組み合わせ、そのうえ漁業取揚高を取りきめて資金を貸しつけ、 南 仮御用談所は、 元仕入れ金は堺産物会所へ差し出した月から蝦夷地よりの荷物到着の月まで十二か月であれば、 十三か月目 蝦夷地で働く人たちを援助するための仕法で、漁業場所や人物のたしかな受負人を選んで三な さっそく「蝦夷箱館産物元仕入金仮仕法書」 ている。 からは年一 割の利足として勘定する積もりで荷物を売り捌き、 (国立蔵) 海産物で返納してもらう手はずになって をまとめている。 元利とも出資者に支払う仕 すなわち東西 年八朱

貸附方役人橋本丈右衛門にも相談し、奈良町はもとより諸方の富裕な人々に働きかけるならば元仕入れ金の出資に することも大きいと、 応じる者は多いだろうと予想していた。)産物は鰊や鰯のヲ粕類が多く入荷することになっており、 南都仮御用談所で は、 堺の箱館産物会所はしきりに元仕入れ金の出資を督促したのであった。 か ねてから奈良町に居住し、 元仕入れ金は毎年春秋の二度にわたって徴集する手はずであった。 金銀融通のことで手広く周旋して信用を得てい 品柄が良いうえに値段も安いとあれば国益増進 る 蝦夷地 御

けた。 きたので、 ら九月にかけて奈良町はもとより大和の町や村をかけめぐって、 南 都仮御用談所の ところが翌二年 止むなく四 用達白銀屋孫作・紀和城屋寅三郎、 人は町や村をかけめぐり、 は蝦夷地 からの船は到着しなかった。 一○○○両を集めて堺の会所に届けている。 仮用達のかせや治助・米屋庄蔵の四人は、 しかし堺からは奈良奉行所を経 やっとのことで四○○○両を集めて堺の会所に届 一てさらに出金を促して ようやく慶応三年六 慶応元年五 月 カン

応じて売徳金や用達らの周旋手当料を分配したのだが、その後はもくろみ通り事は運ばず、 月になって、 最初に届けた四〇〇〇両に対して、元利金として二四五六両余を堺会所から受け取り、 やがて世情一 出資 変の明治 の金高

維新を迎えている。

が大和絣の産地であり商人も富裕であったからである。この交渉がおこなわれるなかで、奈良の商人である岡村左 河正竜(紡績所の建設に尽力)・武二郎の兄弟が大和国高市郡出身で、その郷里に近かったという事情のほかに、 進められ、慶応三年(云空)にその話がまとまった。 ところで薩摩藩は大坂についで大和国葛下郡高田村に 衛門と辻川半兵衛がこれに参画している。そしてここに流通させる藩の銀札の発行にあ 高田村がその地にえらばれたのは、 国産会所を置こうとし、 元治元年(八益)ごろから交渉が 衝に当たった薩摩藩の石 高田 地

る。

南都の町民の富力と活躍を思わせる。

たって、米屋であった辻川半兵衛が札元になり、

札場を奈良に置いたことが知られ

から、 をとっていたものであろう。その引替場所は奈良高天町と大坂高麗橋・堺甲斐町とある 国で発行しているから(同形明有文書)、 けをはじめたと記している(嘉永元)。 あろう。同紀事には、 この御用所は川路聖謨の『寧府紀事』にみえる「紀州御用金懸りの役所」とみてよいで 中辻町に 奈良町民の富力に期待したものであることがわかる。 は和歌山藩の南都紀州御用所が置かれた。 和歌山藩は国産も多いであろうに近来葵紋の威力によって貸し付 これによって貸し付けをおこない藩財政を潤す政策 同藩が銀札を大和・河内・和泉・摂津・播磨の五 紀州屋敷と呼びならわしてい

この南都紀州御用所は、和歌山藩の国産品仕入れ銀調達の役割をになってい

える。

五〇〇目などと銀高に高下はあるが、 御用所は、 産物会所のための南都仮御用談所の相談に応じた橋本丈右衛門のほかに、 務を取り扱っ 足はおおむね月七朱半の約束で「若山藩江貸上ヶ」と記されている。嘉永・安政のころ、この南都 すべて小嶋屋伊 「紀州屋敷江出 明治四年 たのは、 市郎あての借用覚になっている。 銀 (1至1) の廃藩まで維持された。 星野喜市・笠野又助・廣瀬善左衛門であり、文久から慶応年間にかけては、 南都御役所へ 仕入方役所の仕入れ銀として調達した借用銀覚の写しが載せられてい 願書出」 (元興寺文化) 奈良町民を頼みにして資金を集めたことがうかがえる。)には、 嘉永三年 (1会) 狭川幡左衛門・瀬戸甚三郎らの名が見え 八月以降、 銀三貫目ある 先に述べた箱館 紀州 御川 は六貫 旂 る。 の用

あったが、暮らしに安らぎを与えたに違いない。ときに催される市中での興行もその一つとなったであろう。 町 Ø 娯 楽 奈良は寺社も多く、 その祭礼や開帳などの催しには 賑わいをみせ、 人々を楽しませた。 生活暦ともいえる数々の年中行事は、 町民の負担増をともなうものでは 四季折々の 風情とあいまっ

館蔵)として、 咄のなかでは早がわりなども加えるという趣向であった。今御門町の借家は、 いては、 ら十日までの五日間、 天保十五年(弘代元年)六月のこと、水門村の伝兵衛という者が、 舞台と上下の桟敷を設けていて、芝居の舞台と異なるところは花道がないという程度であった。この願 拍子木のほか鳴物の一、二はよいとしても「鳴物増長いたし候而者、 その他の鳴物は止めることを条件に奉行所からの許しが出たようである。町民の娯楽の一斑がうかが 唱もの入咄興行をしたいと願い出た。鳴物は太鼓・三味線・鐘・笛などでこれを伴奏とし、 今御門町の与兵衛の借家を借り受け、同月 芝居ニ紛敷相成不」 かねてから寄せ場として取りつくろ 宜 の六日か

弘化四年 (八智) 三月二十三日には大仏の開帳があり、 日笠がすり合うほどの賑わいをみせ、一日に五万人の人出

おこなわれたことがみえている。このような神事仏事をはじめ諸興行のほかに講のあつまりなどもあって、 年(云亳)に相撲が興行されているし、小塔院では、 このごろ曲馬や相撲・古噺や浄瑠璃など、 た興行がいつも許されたわけではなかったようで、弘化四年(「益も)に極楽院がわらひを 開帳して人を 集めようと れたが、大変な繁盛で見物人は一万人ばかりも出て、遅れた者はみることもできなかったという。しかし、 が珍しがられている。 であったという。 して許可されなかった例もある。そのほか「西大寺日記」をみると、同寺の末寺になっていた極楽院では、 の参加が暮らしの重要な一側面をなし、幕末ようやく騒然としてきたなかにも安らぎを町の人々に与えていたと またこの年五月二十二日には、 つぎに翌嘉永元年(六55)の八月の末から九月のはじめにかけて、 興福寺で相撲がおこなわ 東大寺境内で竹沢のこま回しがあり、笛鼓を用いた江戸流 人寄せがしばしば それら そうし

八朔御礼のため惣年寄一人が出府に要した費用は二貫五〇〇匁、晒布代四貫八二二匁(離上晒布五七疋代二貫六二三匁)、 進上している。天保三年(云三)のばあい、年頭御礼のため惣年寄二人が出府したときには、入用銀五貫六四八匁、 寄が江戸に行き、将軍家や幕閣の要人に御礼を述べることを定式としたが、そのときにはいわゆる南都名産の晒布を かに熨斗水引代三匁二分が入用であった。また、奈良奉行所へも晒布を進上している。 ځ む出 さて町民の暮らしについて考えるばあい、やはり種々の出費が問題となるであろう。幕末に通常 町掛りとしてかけられたのは、つぎのようなものである。年初めや八朔(ハタリ)には、奈良町の惣年 ほ

このほか、薪能入用、鹿角伐入用、春日若宮祭礼松之下御旅所入用、大坂御目付来寧のときの宿坊入用、 手伝の給銀、出火時の鳶人足馳付入用、諸役人・代官・手付・手代家来・与力・同心などの付出人足賃入用、 へ送達する費用、 役所の修復入用、宗旨・浪人・鉄砲改めの入用、 町代部室入用、 町代五人給米代銀入

第五章 幕末の奈良

表86 町掛り請取状況

X00 -1 11 / H V V					
文化14年 嘉永 3 12月 7 月	7月		文化14年 12月	7月	7月
中筋町 45.51 128.	33 970.88	芝 辻 町	久 5.18	匁 14.56	匆 110.60
東向北町 32.19 90.	[[北 市 町	27.69	78.00	590.07
西御門町 44.66 126.	00 953.52	菖蒲池町	4.07	11.44	86.90
小 西 町 37.73 106.	45 805.56	内侍原町	25.56	72.00	544.68
東向中町 43.89 123.	83 937.08	坊屋敷町	29.82	84.00	635.46
東向南町 53.13 149.	901,134.36	大豆山町	13.84	39.00	295.03
橋 本 町 62.56 177.	141,341.30	大豆山突抜町	4.61	13.00	98.34
樽 井 町 ※ 7.84 △ 25.	28 242.08	花 芝 町	18.87	53.21	402.56
元林院町 ※ 12.74△ 43.	08 393.38	宿 院 町	4.97	14.00	105.91
今御門町 35.52 100.	16 757.76	鍋屋町	40.94	122.82	1,089.28
池 之 町 ※ 10.29 △ 33.	18 317.73	油留木町	39.96	112.68	852.48
鶴福院町 ※ 24.47 △ 74.	52 651.20	押上町	51.06	143.98	1,089.28
不審辻子町 ※ 8.57△ 7.	65 264.77	今小路町	50.50	142.41	1,077.44
南市町 43.12 121.	66 520.64	手 貝 町	39.40	111.11	840.64
餅飯殿町 73.60 208.	401,578.00		30.53	86.00	650.59
椿 井 町 77.28 218.	82 1,656.90	興善院町	2.22	6.24	47.36
角 振 町 75.44 213.	61 1,617.45	北御門町	11.10	31.20	236.80
角振新屋町 38.64 109.	41 828.45		2.77	7.80	
	67 1,065.15	西手貝町	6.10	17.16	130.24
本子守町 ※ 14.21 △ 45.	82 438.77	北法蓮町	6.10	17.16	
小川町※13.72△44.	{ I	南法蓮町	4.44	12.48	
寺 町 ※ 20.58 △ 66.	36 635.46	円慶屋敷	4.99	14.04	106.56
奥子守町 ※ 4.50△ 16.	74 213.30	東新在家町	3.33	9.36	
北 向 町 ※ 4.50 △ 18.	1 1	西新在家町	4.99		l
下三条町 ※ 43.56 △ 133.	.45 1,117.92	北小路町	5.55		I
	.16 31.60	船橋町	4.99	1	
今辻子町 ※ 33.82△102.	.98 651.20	北市北方町	6.10		
百万辻子町 1.11 3.	.12 937.80	北魚屋西町	5.55	1	
林小路町※ 38.28△113	1 1	南半田西町	7.21	20.28	
	.59 151.30	南半田中町	3.88		1
高 天 町 33.52 100	1 1	南半田東町	4.99	1	i
	.25 592.00	半田横町	4.99		1
	.00 393.38	計	1,553.20	4,465.96	34, 855.00
	.00 491.72				000.00
	.08 213.30	在 × ボルハ	用除 △ 薪行	卸能入用除	
奥芝町 4.44 12	.48 94.80				

嘉永2年12月1日~嘉永3年	5 月30日	慶応3年6月1日~慶応4年	4月19日
厚紙19帖代 (1帖2匁6分)	夕 49.4	厚紙25帖代 (1 帖 11匁)	275 ^匁
厚紙帳簿2冊表紙綴賃共	3.8	厚紙帳2冊表紙綴賃	78
上半紙75帖代 (1帖7分)	52.5	宇陀紙10帖代 (1帖 12匁5分)	125
並半紙27帖代 (1帖5分)	13.5	宇陀紙 5 帖綴長帳表紙綴賃共	76.5
柳川半切紙4,000枚代 (1,000枚 16匁4分5厘)	65.8	上半紙75帖 (1帖 5匁)	375
漉直紙半切紙700枚代 (1,000枚 10匁)	7.0	並半紙135帖 (1帖 3匁5分)	472.5
三好杉原半帖代	1.3	柳川半切6,500枚	390
美濃紙 2 帖代 (1帖 1匁 9分)	3.8	(1,000枚 60匁) 漉直し600枚	161
筆25対代 (1対 3分)	7.5	美濃紙3帖代 (1帖 15匁)	45
墨 5 挺代 (1挺 4分 5厘)	2.25	筆25対代 (1対1匁)	25
朱墨 2 挺代 (1挺 1匁)	2.0	墨7挺代 (1挺 2匁)	14
蠟燭代	3.5	朱墨1挺代	3
亜炭133貫代	86.45	蠟燭代	230
(10貫目 6匁5分) 亜炭22俵切賃	1.98	煙炭125貫代 (10貫目 60匁)	750
(1後 9厘) 火入式代	0.7	煙炭20俵切賃 (1俵 1分9厘)	3.8
印肉代	0.5	印肉代	5
計	301.98	計	貫 3,028.8

注 前年よりも6分5厘減

注 144匁8分1厘減

限 含め、 差出している。惣年寄や町代 ないし四匁半程度の礼銀包みを とへ御礼言上に赴いて、 月番と触口町代によってまとめ 代・奉行寺社巡見の際の付出、 復入用、さらに役人・代官・手 て出金が催促される。 られた。 るわけで、折々の臨時の費用も 若草山芝焼入用などがかけられ 与力・同心などの付出人足賃、 高札・火の見櫓などの建替 りの入用銀もあったことか 同様であった。もちろん町内 また各町とも、年頭・八朔に 町年寄・月行事が奉行のも 町民はそれぞれ役家に応じ 毎月の町掛目録は惣年寄 町掛割定法にしたが 銀三匁

壊もひどかったらしい。地震は六月二十三日・二十四日にもおこっている。

四人、怪我人数不知」とみえている。

この地震で、

元興寺の五重塔の一重目

て出金したのであった。

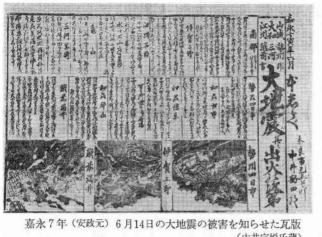
も同じことがいえる。約一八年間で、経費は一○倍になっている。そのころの物価を知るうえでも興味があるので されない町掛りを支出する町民の苦労がしのばれる。そのことは、 慶応三年(云卆)になると、 七・八倍となり、文化十四年からの物価高騰は実に約二二倍となっている。 表8のようになる。すなわち文化十四年(14世)から嘉永三年(14堂)まで、約三三年間におよそ二・九倍、それが これも表7とした。 ところで、 物価騰貴の実情を知るために、 町代である高木又兵衛触口(宮城)の町掛り請取帳によってまとめると、 町代が町政のために必要とする諸経費について 滞納を許

すぎないのだから当然かもしれないが、どちらかといえば奈良は災害の少ない方であろう。 永 の大地震 川路聖謨は、 思ふこと一度なり、水旱損なく、地震少なく、火事なし」と記している。 奈良奉行になって一年あまりあとの弘化四年(1台5)二月に「奈良江来り 地震かと わずか一年間 の感想に

八部通潰、 どく、奈良町中で六○~七○人の死者が出たうえ、傷ついた人は数知れずという惨状で、一七○人ほどの死者が 候」とある。「南都六月廿日出書状写」では「市中は勿論大半押倒、 時ごろの二度大揺れし、 たとうわさされた(『J 乗院御用PI記』)。「井上町中年代記」は一八〇人の死者があったと記し、『大坂地震記』には 地震についていえば、 死人は三百人余といへども、 幕末の奈良では嘉永七年(四年四十年)六月の大地震が特記されよう。十三日の正午ごろと午後二 十四日の真夜中と翌朝にもまた大揺れしている。灯火は消え屋根瓦はとび家屋の倒 聢と不!相知」、死人は勝手に取置候様被||仰渡||候に付、 凡七八百軒押に打れ、死人公儀書上二百八十 四斗樽へ入仮埋致 南 壞

の瓦は残らず落ち、春日社の石灯籠倒

から銀一貫目ずつを、 「元治元年」に完成したが、 東向 北町では、 この大地震で町会所が大破したので、 一〇〇匁につき一か月に一匁ずつの利息で借用し、 普請の費用は二貫一九九匁一分を要している。 町内の寄合で復旧のことを相談してい この間 資金にあてている(『万大帳』東) に木綿屋喜助 ·和泉屋庄兵衛 る。 会所 は文久 0 一両人 四



(中井完悦氏蔵)

50 だというのであるか がらせたが、 行川路聖謨は 災の難を免れていたことになる。 風 る。 にしん・昆布などは大高値をつけたといわれる(『井上町布文書)。 この日夕刻、 (一公室) 九月七日の夜、 にはなかったのに、七軒が被災した。三○~四○年もなかった大火 さきにまとめて述べたように、元和五年 安政二年 民家にしのびこんだ盗賊の仕業で土蔵から出 奈良町は幾度かの大火に見舞われている。 津波は遠く松前地方をも襲っていたので、 (1釜) 十一月 西方で大筒鉄砲のような大きな音がして、 「火消ののろきこといふも煩し」(『寧府)と書きとめて それ は大坂が 津波に襲 われたため 5 奈良は十九世紀に入ってしばらく大きな火 奈良奉行所近くの鍋屋町で火災がおきて 十八日の地震もまた、 このときの消火の様子をみて、奉 (一覧力) 幕末では、 そのの 火し 大地震であった。 の音であったとい の「南焼」 たのである。 ち 人々を不審 松前 弘 化四 をはじ 産

0

安政六年 (云堯) 二月二十八日 の夜には、 毘沙門町西側 いから出 火 い

る。

奉行所は、

惣年寄・町代を通じて触れを出し、

新屋町 諸記録」 火は近くの元興寺大塔に移り、 の東側地尻の町家が類焼し、 は書きとめ ている。 二十七日夜には、 翌二十九日朝の五ツ時(片前)にようやく鎮火したが、殊の外の大火と「 諸堂舎が多く焼失した。毘沙門町西側の家々はもちろん、狐ヶ辻子の両側 老中間 一部下総守が奈良に宿泊していたのであるから、 日が 餅 重なって 飯 や芝

きく圧迫したものであった。 安がらせたことはいうまでもな このような大火のほかにも、 小規模な火災はおきてお い。 l かし、 やはり飢饉にともなう米価 'n 地震 ・水難・旱損を含め災害のたびごとに、 の値上がりは、 人々 の暮らしをもっとも大 町 民 を不

お

れば大混雑を呈したことであろうとの安堵感を同記録はあわせ記している。

物 価 Ø 高 黱 嘉永三年(1至0) 日が多く、五月に入っても五日まで連日降雨が続き、 の四~五月ごろには、 不思議に竹に花が咲き笹米が諸方にできた。 その後もなお雨天の日が多か , った(四 月 は降

氏蔵下)。

四月の七、

八日ごろから町に住むと農村に住むとを問わず、

多くの人が山中へ

笹米取

りに出

いかけ、

日に

b 四 たという。 7 嘉永三年の米価は月とともに高くなり、 五斗も採取して帰る人があった。 笹米を白米にしたばあいは、 「誠に当年は珍しき凶年にて、笹米流行病、米高値、 一石で代銀四〇匁ぐらい、 殻をとったのち、 一月初めの米一石の代銀は一〇一匁、六月から七月にかけて一〇二匁、 これを米同様に煮て食べるか、 山で取りたてのときは九匁ほどであった。 恐るべきの年柄」(「餅飯殿町諸記録」) こばし粉や団子にして食べ であったらしい。

うになると、 七○匁に達したことがある。 七月末に一一五~一一六匁、八月一二五匁、九月下旬には一七八匁にまでのぼった。 米価はやや低落し一三五匁ぐらいになっている。 平年は、米一石八〇匁台であるからその高騰ぶりがらかがえよう(※※※ もっとも天保九年 (1分三) 六月ごろには、 収穫期がきて新米が 出回 奈良で一 しるよ

400

奈良の町中一帯で生活困窮者に施行する旨をつげ志ある者の協力

翌嘉永四年

-の作柄

表88 金相場・米価の変遷表

年	月	金柱	場	米17	石の代銀	参	考
嘉永元年	F(1848)9月	63.	y 分 7		タ 84		
嘉永 2年	F(1849)9月	64.	2		89		
嘉永 2年	F(1849)11月	63.	5	1005	9~101匁		
嘉永3年	F(1850)9月			1	.78	1月 大豆 麦	90匁 82匁
嘉永 4年	F(1851)8月	63.	2		80		
嘉永5年	戸(1852)11月	62.	9		83	餅米 91匁	
嘉永6年	三(1853)4月				88		
安政3年	F(1856)7月				90		
安政 4年	三(1857)10月			989	~100匁		
安政5年	三(1858) 7月			1	.30		
安政6年	三(1859)10月	73.	6	113%	7~114匁		

「諸日記控帳」(武野義正氏蔵)

すことにしている。

合の割に改め、そのときの相場に応じて一割下げにして印札を渡 あらわれるようになった。それで老人・小児については一人前二 いに米の値が上がることによって、かえって営業に苦しむ米屋が り一人前四合のわりで、一二文下げの印札を与えてきたが、しだ

を買上げ、寺々で粥をたき施与するので、町役人は枚数をまとめ 名で触出している。 施行については、 西城戸町の惣年寄清水浪江の居宅まで印札を受取りに出向く その内容は、志ある者からの出銀をもって米 嘉永三年九月二十二日に惣年寄徳田標治郎

値下げ米印札を返上したり、手当米を辞退したい者があれば、町役人で取調べのうえ申し出るようにと惣年寄名で 手当米をうけたり値下げ米印札をうけとっていた困窮の者も、 はよかったので、 米価は盆ごろから徐々に下落の傾向をみせはじめた。 何とか凌ぐことができるようになったとの判 同年 八月の末には、 がから お

ようにというものであった。

生活に難儀しているもののうち、

町々に達している。また、米の小売値段については、

飢えになやむ困窮者を調べ、

惣年寄まで届け出るように

困窮者に限

高齢の者や幼少のもの、長病で手足の不自由なものや身寄りのな

を求めている。それと同時に、

Ď, 開国を進めた幕府への反感となり、 質を落としたので、これがまた物価の上昇に拍車をかけることになり、 また武士に対する半知の借上げ、農村への重税賦課も下級武士や庶民の生活苦を助長し、このようなことがすべて 不足をきたし物価が急速に騰貴した。 にその貿易は盛んになっていった。 安政五年(「会)には、 外国商人は銀を持ってきてわが国の金貨を買ったので、 五か国との通商条約が結ばれ、 あるいは攘夷運動を刺激し、 しかし、 また金銀の比価が、 わが国の貿易の状況は概して輸出超過であったので、 翌六年から諸外国との貿易が三港ではじまり、 欧米は一対一五であるのに 日本では一対五で 金の流出がおびただしかった。 そこで幕府は金貨 打ちこわしや一揆を促進することになった。 わが国経済界は混乱を大きくしていった。 国内で あっ は 年ととも 商 たか

ħ り合いに間接的で、災害も比較的少なかった奈良も、 を襲い、 苦しみを深めることになる。 の波は、 をより端的に示したもの、 慶応二年(三会) つづいて翌日福智院町の米屋に押し寄せている。 たちまち周辺の農村や町々に広がった。米価の高騰、 五月、 第二次長州征伐が決行されたころに、 それは尊攘運動ではなかったであろうか。 同年五月にはついに奈良でも打ちこわしがおこった。 ようやく風雲のはげしさが感じられてきた。奈良についてこ 他の地方とくらべて時勢の激動の影響を受けることが 長州への再征のための負担、これらは民衆の生活 西宮にはじまり大坂におよんだ打ちこわしや一 このとき、 町民は笹鉾町 の米屋

農村の動揺

負 担 の 増 大 ぽら、 幕末、 財政 財政再建の基本的な対策として、 の窮乏にあえぐ幕府や諸藩 貢租を負担する本百姓層の維持につとめ、 寺社 などの領主は、 倹約令を出して支出をおさえる かれらからの

あった。 確実な貢納と、 その増加に期待する姿勢をくずさなかった。天保の改革は、 明らかにそういった意図をもつもので

申 れまた連名で、「右稲毛之米并籾共御収納ニ差出し申間敷候」と約したうえ、もし違背の者が出たおりには、 でもそのような品種の稲はつくらないと述べている。さらに同元年十月十四日には、 があるので、そのような悪米は納めないように、 連名で悪米を納めないとの請書(「舜請書之事」)をしたため、これを加茂の大庄屋頭取の勝田重太郎あてに差し出して 属した鹿野園村の例がある。 い過料を申しつけられても一言の申し開きもしないとの請書を、庄屋と年寄衆あてに届けている。 いる。この請書は、 し聞かせ、 このころ、 「右稲品者勿論、 領主側は良質の貢納米をのぞみ、 近年上納の米は悪米であり、 文久元年(「呉二)九月に、 右ニ似寄候米者一切為11相納1不」申候」といい、来年からは、 稲の品種にも意を用いるようになっていた。ここに藤堂藩 との達しに応じたものである。その請書のなかで、村民一同にも なかには俗に「代官だまし」とよばれる稲毛を作付けしている村 鹿野園村の庄屋谷幸三郎・年寄清治郎・同忠三郎の三人が 鹿野園村の組頭役一 自分たちの飯料 四人がこ の領分に きびし として

の基盤となる農民の動揺防止に意を注いでいる。 農村の支配に当たっては、 種々の触書や掟書を守るのを当然とし、村中の連印を求めてこれを確認し、 封建支配

貫九五一匁七分五厘は総額に合算されている(※照)。 て一三貫三四○匁三分六厘となっている。このうち、米で支給した高は一○石五斗五升(|ハエスハ替ス)で、 に提出された「亥年小入用帳」(\fundspie)によると、文久三年(云三)の村小入用の総額は米方(\gamble)をあわせ 銀高にして提出された「亥年小入用帳」(\fundspie)をあわせ 銀高にし さて、村方自治の諸費用は、冗費を省くのを旨としてよく吟味し、村民や惣百姓が納得のうえで毎年小入用帳に 領主や代官のあらためを受けるのがならわしであった。文久四年(元光元年)に、 油坂村から 大津役所 この代銀

表89 文久3年油坂村小入用

203 人人 3 寸	- 1m × 11 1		
費 目	費額	費目	費額
御番所大竹代	銀 8匁	年 中 酒 入 用	銀 357匁
同 しめわら代	2	土 砂 方 入 用	150
奉行年頭八朔御礼入用	8.6分	臨時御用その他 村 弁 銀 入 用	930
与力 同心年頭八朔 御 礼 入 用	26.5	御用達入用	260
芳 山 給 入 用	55	勅使度々お越し	2貫400
水口御能入用	500	につき諸入用	
^(屋ヵ) 領内み □ 入用	190	念 仏 寺 に て 山 陵 改めにつき諸 入用	280
三か村立合佐保	580	米 納 直 達 そ の 他 諸 入 用	450
亓 篇 元 元 一 角	300	鹿留垣入用	200
大仏池年中入用	350		貫 匁分厘
八尺・六尺杭木代	650	小計	11.388.6.1
大 竹 小 竹 代	300	米 方	
出口池小普請入用	540	庄屋年寄給米	米 6石
大川筋入用	57.6.8厘	惣 殿 池 守 給	0.3斗
氏 神 油 料	100	出口池守給	0.3
御陣入用両度共	138.5.3	大仏池守給	0.5
年中勧化取計料	60	鹿見回番給	0.8.5升
郡中割入用	270	肝 煎 給	2.2
郷 割 入 用	1貫420	北市町鹿留門給	0.4
村割入用	1買105.3	小計	10.5.5
13 113 / 77	233.0		ただし、1石 につき185匁 かえ代銀1951 匁7分5厘

米銀方総計

13貫340匁3分6厘

亥年小入用帳(天理図書館蔵)

たが、 や山陵改めに要する諸入用 保護がうちだされていたこ があって困ることが多か や管理に要する水利関係費 の二貫六八〇匁、佐保川や で二貫七九五匁三分とな の支出が多く、この三費目 を占めて目立っている。 く、ともに総額の約二○컭 の二貫六六七匁あまりが多 大仏池・出口池などの普請 郷割・村割入用の分担金 る。ついで、役人の来寧 奈良町に隣接する村々で 小入用としては、 鹿による農作物の損害 総額の二一款を占めて いっぽうでは、 郡中 割

鹿見回番をおいていた。 北市村には鹿留門が設けられていて、 米四斗の鹿留門給が支出されている。

倍強になっている。その理由としては、 同村の慶応三年(云空)の小入用総額は四七貫二五三匁四分二厘で、 入用費目の増加や、 たびたびの村寄合に五貫三五〇匁、 わずか四年前の文久三年当時の出費の 三・五 池普請 に三貫九〇

移のうちに、幕末の生活共同体としての村落のすがたがうつしだされている。

○匁などと多額を要したこと、それに物価騰貴の影響などが考えられよう。

ともあれ、

小入用帳の費目や費額の推

農民は年貢 ・諸役とよばれる租課や、 村落自治のための村入用を家別あるい は棟別に賦課され てい たが、 幕末に

和では特別に国役として、 はそのほかに宿駅に人馬をだす助郷役などを割り当てられ、 毎年春日若宮の祭礼に要する掛物や仮殿入用の用木の調達、 また、 臨時に労役にかりだされることも多かった。 また天皇陵修理にともなう 大

の大川筋普請 に記載されたものである(「願書之写」 押熊町有文書)。 応元年(云笠)に、東海道土山宿の助郷役が割り当てられたとき、 費用などをも負担している。 幕末の奈良近郊農村の負担の実情がよくわかる例として、 入用銀のわずか一 割が幕府から出され、その残りが国役高懸りとして賦課された。 それには、 まず国役大川銀の負担がある。 郡山藩領の押熊村のばあいをあげてみよう。 負担過重として難渋の諸事情を申したてた言上書 山城・ 大和川の普請はそ 河内·摂津·大和 これは慶

天皇陵普請 賦銀を課せられると述べている。第二は、春日若宮の祭礼御掛物や仮殿入用の国役高懸りであり、 れほどでもないのに、 穴蒸峠・竹之内峠など難所通行の人夫役がある。第六には、郡山城下は昔から人馬継立ての場所で、近年、宮堂 に関し係役人の出張に人夫役継立てに出役することである。 山陵奉行戸田大和守の来往に人馬継立てがあり、第五には、 木津川・桂川・加茂川・宇治川・淀川などの大川筋の入用まで、 第四に、 諸家の倉銀峠・ 文久三年以来勅使や堂上方が天皇 従来から大和国は多くの割 中垣内峠· 第三には近年の

の大事に備え、 上や諸家また十津川郷士らの通行しきりで、 御火方を郡山藩が受け持ったためにその手伝いを要すること、 郡山藩領内の村々に多くの人馬の割り当てがあること、 第八に、 京都の警衛をこれまた藩が 第七に、 京都

受け持つために人夫役があることなどが記載されている。

候村方ニも、 は認められたようである。 て出陣したため、 五月に、 相成候」と迷惑のことを述べている。この文書は、 ちに聞き届けられている。 おそらく、 山城国の長池宿 何分とも増助郷相勤候手段無之」といい、 郡 出領内の村々は同様の人夫出役を命じられたことであろう。 領内の押熊村も緊急のことで夫役を課され、 の助郷を申し渡されたが「人馬其外難渋之訳柄ヲ以、 ところが翌慶応元年に東海道土山宿の助郷が伝えられたので「二重役三重役とも相成居 土山宿の増助郷の免除を嘆願したものであって、この願 文久三年の天誅組の変にも郡山藩がこの鎮圧の命令を受け 武具大砲などを運んだこともあって「古来稀成夫遣 このようなわけで、 御免除相成候様」と願い出て、 元治元年 これ は

中務大輔、同六年の老中間部下総守、慶応元年(八登)の老中松前伊豆守・阿部豊後守と、同二年の一橋中納言らが 人の往還もふえている。 要路の人士が奈良に来往のとき、 幕末国事多端になると、 そのほ には老中松平和泉守、安政二年(云蓋)には勘定奉行石河土佐守・目付大久保右近将監、 か文久元年(三公)五月には、 ますますそれは多くなった。 天領・私領を問わず沿道の村々の夫役や出費が村民 イギリス人ミニストル(公使)らの一行二〇人が奈良を通過するなど外 幕末、 来寧のおもな人物をあげてみても、 の大きな負担 同四 年の老中脇坂 になって 嘉永三

ご屋」ができたし、 ・奈良間には、 追分・暗峠とともに茶店などもできている。 生駒 Ш 南 の暗峠越え奈良街道が多く利用された。 また、 小和田村に属する追分には武士が宿泊でき この往来で、 要衝となる砂茶屋には 「はた

き、大和では超曻寺村・常福寺村・門之外村・山陵村・横領村・秋篠村・押熊村・中山村・西大寺村・疋田村・宝 行所の中村・藤木村もまた、 来村・六条村・七条村・外川村・田中村・万願寺村・新村・山田村・矢田村・木嶋村・石堂村・小和田村・ わされた。まずは、天皇陵普請を勤める戸田大和守一行や臨時の勅使のため継立てをおこなうのであった。このと 藤木村・中村 助郷役が村々の大きな負担となったことは、 ・三碓村・二名村・上村の二八か村と山城国相楽郡の山田村をあわせて二九か村がその役にあたる 元治元年五月から当分の間ということで、 押熊村の例をとってもよくうかがえるが、 山城国長池宿の助郷役を道中奉行所 旗本角南氏知 大向村 から負

がら、藤木村などが長池宿助郷免除を願い出たのは、 郊農村の苦痛のほどが理解できよう。 三か村、 しかし、 (1会で)四月のことであった。 藤木村ほか六か村、 押熊 ・中山・常福寺など郡山藩領内の村々は、 平群郡の八一か村などは、遠路東海道坂下宿の助郷役がかかったというから、 このほか、慶応元年八月、 大和国鎮撫総督府あてで、王政復古の令が出たのちの慶応 過重の負担である、と嘆願して赦免になった。ついでな 再度の長州征伐の出兵があったときに、 北永井村ほ 应

ことになった。

Ø 水利問題は、 田畑耕作と日々の暮らしに関連して、ことに重要であった。

減免の嘆願を繰り返したが、若干の効果を得たに過ぎなかった。そこで、干害への根本的な対策として灌漑用水路 のうち五町歩は天水にたよっていた。 嘉永三年 (1会0) 夏の干ばつはことにひどく、 郡山藩領に属した興ヶ原村は、 したがって、 布目川が村の中央部を西流するとはいえ、 日照りが つづくと種々の対策が講じられても 干害は免れ 収穫期に当たって庄屋の庄七はたびたび藩庁に出向いて年貢 およそ二〇町歩の水田 なか

「藩領の興福院村は、

これまで興福寺領三条村の字流ノ坪から余水を受け、

字壱本木溜池に導き入れてきたの

このことについて年々一札切替証文の受け渡しを例としてきたが、

0

あ は

2 Ш

たが、

文化年間までは、

なおざりとなっていた。

もっとも、

興福院村からは礼物として、



られた (興ヶ原町)

協議を重ね、 を新設し、

鍬初めをおこない一年くらいかかって工事を完了した。

同六年

翌四年秋に 村民と

惜しくも水路の各所に漏水があり、 水は予想に反して通じなかった。

出役や出費

その 補強 の通

布目川の水を引きいれる企てに思いをこらした。 藩庁や上流の邑地村の了解をとりつけて、

庄七への非難は高まり、 かさんで村民 0 動揺は大きくなった。 安政四年に庄七は大和一国所払いの責めを負わされたという。干害と水利に悩む幕末期 そのうえ安政元年(八番) しち、 賛否両論のうちに水路の改修につとめたものの、 の大雨で水路の損壊を招いたことなどがあって、

修理も思うようにはいかず、 水に期待が込められたが、

0

農村

の切実なすがたを示す事実であった。

\$

策が取られ て引水した。 ことは落着という事 で問題がおこり、 隣村の同じ藩領の大野・日笠両村の用水となっていた「みの渕養水池」 安政三年 ている。 っとも干 大庄 (一公芸) つぎになお二~三の事例をあげておこう。 態もお |屋の取調べで結局は堤を元通りに築き直し、水間村側から大野・日笠両村あて詑書を入れて ばつのときは水間村民も池水の使用が許されるとの伝聞があったという。 の夏「長々照続、 とっている。 このように、 御田地及;;旱魃;候故」(「養八申乾書」) 用水不足の村は話し合いによって隣郷村の余水を導入する対 の水を、 藤堂藩領の 両村に断りなしに堤をきっ 水間村の 九人が相談の しかしこのこと

そののち

銀二匁ばかりのそうめんが贈られた。証文の

月に庄屋又兵衛・年寄又五郎・同権三郎・組頭弥助の連名で「差入申規定証文之事」(言義者)をしたためている。以 件につき、三条村からの申し入れを受けた興福院村では、 年ごとの証文切替えは省略し、毎年四月中ごろに興福院村は水恩料として銀一○匁を三条村に届けることにし さっそく三条村との協議をすすめ、

がおこった。もともと、その余水はすべて三条村で引き取るしきたりであったが、同四年六月に杉ケ町村が は落ちついた。 たが、結局これまでどおりとなり、三条村の用水に差しつかえがないばあいに限り杉ヶ町村へ流すことでこの一件 取入口を設け、余水の半分ほどを引きいれたためにおこったもので、城戸村庄屋を仲人にたびたび話し合いがあっ 同四年には、奈良町を西流する菩提川筋の城戸村番水の余水のことで、三条村と杉ヶ町村庄屋との間にもめごと

大きな関心事であったことを物語ってい このほか、新田への灌漑や井堰にかかわっての紛議が各所でもちあがっているが、耕作と用水の問題がきわめて

干ばつと出水 江戸時代は災害予知や防災の設備が不十分であったから、自然の猛威をうけるとたちまち凶作と なり、水損・干損の痛手をこうむった。これに対して、領主の農政・救恤策が貧困であったため、

不安にさらされた農民たちはいきおい年貢の軽減や延納などを求め、ときには集団の行動に出るようなこともあっ た。奈良を中心とするそれらの災害や飢饉についてはすでに述べたが、農村部にも頻繁におこっている。

困ってしまった。綿作も同じことで、 れをしたが、不安が現実となって思いもよらない不作で村人は驚いたが、中稲も晩稲も全く同様で予想外の凶作に 嘉永二年(元咒)、春日社領の東九条村では、 「当年両作共凶作ニ而必至相迫り候」(ξースð爾願奉申上) と嘆き、そのうえ近年は 稲穂が出そろうころから白枯れが目だちはじめた。 早稲の取り入

凶作がつづいたこともあるとして、 を食用にしたほどであった。 年貢減免を願い出ている。 翌嘉永三年には降雨がつづき、 竹の花が咲き、

Ш Ш 捨てたようである。文久三年の夏は日照りがつづき、 六丑年殊之外日照ニ而、去五月十八日ゟ段々照従紀、六月廿八日頃ニ少々雨降り……」とあり、 わたって汲みあげ、 即左衛門が名を連ね、例年の定免によらず、検見による収納を嘆願しているが、その結果は明らかで 藩領の常福寺村では、その秋、庄屋沢村惣助・年寄長五郎・組頭惣代善次郎・百姓惣代藤三郎、それに大庄屋吉 干ばつといえば、 大安寺村の武野但馬は「古来稀成大旱魃」(『諸号記控帳』) と書きとどめ、 嘉永六年(元瑩)、安政三年(元祭)、文久三年(元堂) 別に井戸掘りなどの労苦を記している。納米九〇石の領分であるが、八割は青草のように刈 稲作綿作とも皆無同然のところが多かったので困りぬいた郡 のことが記録にある。 また「三条村記録」 井戸の水を昼夜に (三条町) 嘉永六年につい はな には

のほ であるから、 て決壊した。このため、 月十二日夜は大荒れの風雨で、 ○○余人の労力を要し、 かにも、 っとも、災害といえばこのほか風水害・地震などによる家屋や池川田畑の損壊もしばしばおこっている。 鳥見川 (産雄) についてみても、 谷の小川や道路の修復、 村びとの負担は相当なものであった。ちなみに、この年の米の値段は一石八○匁から九○匁ぐらいと また水田の砂の除去もあって、 稲田の二町歩余りには砂が流れ込むなど、冠水の稲田も多かった。この復旧には延べ一○ 旗本角南氏領内にあたる藤木中村の砂茶屋付近で、鳥見川の堤防は四八間にわたっ 嘉永年間だけで三度も出水騒ぎがおきている(ト、f証録帳」。嘉永元年(1557)八 大川(鳥見)の井手組み替えで、 出費はあわせて四貫八九八匁五分五厘に 入用銀一一貫四六匁九分九厘を費したというの のぼっている。こ

道路や小川を含めその修復に

ところが、二年後の嘉永三年八月十二日にまたまた大風雨があって鳥見川が決壊、

などにして食べたほどの「世上一統大難儀」の年であっただけに、夏の水害復旧の苦しさは格別であった。 およそ二三貫目が必要となった。この年は春ごろから竹の花が咲き、笹の実をしごき取って町民も村びともダンゴ

の地は三反歩あまりが砂をかぶり、木嶋村では一町歩あまりがおなじ災難にあっている。なお、八月二十七日は、(木/島) 翌四年七月十二日夜には、大洪水に見舞われている。石堂村と中村の村境で鳥見川が三〇間あまり決壊し、 中村

池が大崩れをおこしている。こうしたたび重なる災害に村民の不安動揺は増大し、その復旧にはかれこれ一六~七

貫の銀子を要している。

日夕刻またもや大地震が襲来している。 の被害も大で筆にもつくしがたい悲運に遭遇している。この年は九月ごろまで、いつとなく地震があり、十一月四 った大池のすべての堤防が崩れたので、古市村は水つきとなり、 地震の被害といえば、さきに記した嘉永七年(尚永元年) 六月十四日の大地震で、 古市村の山中にだんだんに三つあ 民家の損壊はもちろん人命も多く失われ、牛や馬

造の矛盾が激化しているとき、 たび重なる災害の復旧には、 その打撃は以前に増して大きかった。 多くの時日と労力と費用を要したことはいうまでもなく、 幕末の農村構

さて農民は、 領主の搾取強化や課役の増大、貨幣経済の浸透、 物価騰貴、それに災害などに悩ま

が高まり、それが領主や「有徳の者」といわれる上層農民層への要求や抵抗となってあらわれる。旗本角南氏の知 行所である藤木村と中村では、慶応二年(云会)五月二十一日ついに一揆がおこっている。 領の一 されながらも農耕にいそしんできた。しかし、負担の過重や出費がつづけばおのずから生活の不安

屋層の有力者である藤木村の青井氏と中村の大植氏を代官に起用したもので、両者は武士格(誌書席) を与えられて隔 角南氏は、 はじめは陣屋を構え代官を派遣していたらしいが、幕末になって両村の庄屋の上に代官をおいた。 庄



雄 砂 付

なるし、 鳥見川(喧嘩)の決壊で痛手を受けることが多かったうえに、助郷の負担もたび 農閑期には糸稼ぎ・苧稼ぎ・木綿織などでようやく生活を支えていた。飢饉や であろう。 しの方便」に怠ることはなかったであろうが、その困窮はかなり深刻であった 五月二十一日の夜四ッ半刻ごろ(呼ばろ)のこと、砂茶屋・熊取・東坂の農民 部を与えられており、その声望は高かった。 村内の多くの農民は、 米価も高騰して慶応二年七月には、 わずかな土地を耕作するほか日用手間取 一石一貫匁になるなどで「身過ご いりに出

は二人の心得で咎の軽重をとりきめてもよいというように、 ちいち江戸表へ伺いを立てずに二人の思惑で村役人を選び、

行政権や司法 また小事件のとき 番に陣屋勤めをし、

非番には江戸詰を命じられた。

安政二年(八登)には、

帳の釣手をきり建具を打ちこわすなど種々の乱暴を働き、そののち庄屋宅ほか一三軒へもおしかけた。 ・とびロ・ 鎌 ・酒樽などをもって、まず中村の米屋へおしかけた。そして表戸を打ち破って侵入し、蚊 たちに郡山藩領小和田追分の農民も加わり、六〇人あまりが徒党を組み、六尺

棒·丸太柱

米屋が米の高値になるのを見越して売り惜しみをしていると強談、米五〇石の配給を要求し、それが聞きいれられ 衝立をみじんに砕き、 ないと実力行使に訴えると迫っている。こうして庄屋を威圧して米八石を出させ、 村役人たちは、 何とか取り鎮めようとしたがおさまらず、 人相がわからないようにと灯を消して打ちこわしを働いた。そのあと再び庄屋宅に向 徒党の農民たちはさらに代官宅を襲い、 米屋からは七石を獲得し、さら 玄関 前 0

に藤木村庄屋宅へもおしかけて、ここでも庄屋ほか三家から米八石を獲得した。そこで一同は米を分配し酒屋で酒

を飲み解散している。

高利貸しに対する蜂起となってあらわれたものであるが、ここに世直し一揆的な動きをみることは、まだ早いよう 三人が罪に服し、他は村預けとなって事件は落着した。米価高騰による貧しい農民たちの生活困窮が、上層農民や をしながら奈良奉行所へその処置を願い出ている。八月十五日から二十日まで、取り調べがなされたのち、 決起は、幕末騒然とした世情に乗じ、有力農民たちへ平素のうっぷんをぶちまけたものであった。代官は施米など て三〇軒に貸し米をおこない、七月には庄屋らとも相談して、さらに中村の二五軒に施米をした。この農民たちの 代官らにとって、事件は大きな脅威であったにちがいない。 米価の高騰がつづくなかで、六月には米を買い集め 首謀者

延しつつあった。大坂や江戸では打ちこわしがおこり、農村では世直しを期待する一揆が全国的に頻発していたの しかしながら、 連年の凶作と開港にともなり物価騰貴、加えて政治上の混乱を反映して、世情不穏の風聞がまん

である。

である。